

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

株式会社STNet(以下「当社」といいます)は、このNetwaveインターネットサービス契約約款(以下「約款」といいます)に従い、Netwaveインターネットサービスを提供します。

第2条 (約款の変更)

- 当社は、お客さまの承諾を得ることなく、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
- 約款を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることとなるお客さまに対し、事前にその内容について通知します。

第3条 (用語の定義)

この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
(1)Netwaveインターネットサービス	当社が当社の通信設備および電子計算機等ならびに第一種電気通信事業者の電気通信回線を使用して、お客さまに提供するインターネットプロトコルによる電気通信サービス
(2)利用契約	Netwaveインターネットサービスの提供を受けるための契約
(3)お客さま	当社と利用契約を締結している者
(4)顧客設備等	お客さまがNetwaveインターネットサービスの提供を受けるため、電気通信回線を經由して接続したお客さまが管理する端末設備、電子計算機およびその他の機器
(5)サービス用設備	Netwaveインターネットサービスを提供するために当社が設置した、当社の通信設備および電子計算機等(電子計算機の本体、入出力装置、その他の機器およびソフトウェアをいいます)
(6)サービス用通信回線	Netwaveインターネットサービスを提供するため、サービス用設備と他のインターネット事業者との間およびサービス用設備相互を接続する第一種電気通信事業者の電気通信回線
(7)アクセス回線	顧客設備等をサービス用設備に接続するために、当社もしくはお客さまが第一種電気通信事業者から借りる電気通信回線(専用回線、電話回線、ISDN回線等)
(8)アクセスポイント	顧客設備等をアクセス回線を經由して、サービス用設備と接続するための当社の接続ポイント
(9)ネットワーク接続装置	Netwaveインターネットサービスを提供するためにアクセス回線と顧客設備等を接続する装置
(10)ルータ	データの転送・交換・中継を行うネットワーク接続装置
(11)専用線IPサービス	当社のネットワークセンターに設置されているルータと、当社がお客さまの建物内に設置するネットワーク接続装置とを加入者専用回線により結んで、インターネットプロトコルによる相互通信を提供し、電子メール・電子ニュース等のメッセージ交換機能、遠隔ログイン、データベースアクセス等の附加機能を提供するサービス
(12)ダイヤルアップサービス	当社のネットワークセンターに設置されているルータと、お客さまの使用するひとつの端末とを電話回線あるいはISDN回線を使用して結んで、その端末に対してインターネットプロトコルによる相互通信を提供し、電子メール・電子ニュース等のメッセージ交換機能、遠隔ログイン、データベースアクセス等の附加機能を提供するサービス
(13)LAN型ダイヤルアップサービス	当社のネットワークセンターに設置されているルータと、お客さまの使用するネットワークとをISDN回線を使用して結んで、そのネットワークに対してインターネットプロトコルによる相互通信を提供し、電子メール・電子ニュース等のメッセージ交換機能、遠隔ログイン、データベースアクセス等の附加機能を提供するサービス
(14)Bフレッツ接続サービス	当社のネットワークセンターに設置されているルータと、お客さまの使用するひとつの端末とをNTTの地域IP網(Bフレッツベースック)を經由して結んで、その端末に対してインターネットプロトコルによる相互通信を提供し、電子メール等のメッセージ交換機能、遠隔ログイン、データベースアクセス等の附加機能を提供するサービス
(15)ユーザID	Netwaveインターネットサービスのダイヤルアップサービス等を利用するお客さまに当社が与える識別番号

第4条 (サービスの提供区域)

当社がこの約款で提供するサービスの提供区域は、日本国の全ての地域とします。

第2章 Netwaveインターネットサービスの内容

第5条 (サービスの種類および内容)

Netwaveインターネットサービスの種類およびその内容が附表1に規定するとおりとします。

第3章 利用契約の締結等

第6条 (最低利用期間)

Netwaveインターネットサービスの最低利用期間は、利用契約毎に利用契約開始日から1年とします。ただし、ダイヤルアップサービス(月額固定)およびBフレッツ接続サービスの最低利用期間は有線利用期間3ヶ月、オプションサービスの最低利用期間は別に定めるサービスガイドによります。

第7条 (利用申込)

Netwaveインターネットサービスの利用契約の申込は、サービスの内容を特定するために必要な事項を記入した当社所定の申込書を当社に提出していただくことにより行います。

第8条 (利用契約の成立)

利用契約は、前条の申込に対し当社が当社所定の申込み確認書を発行することにより承諾し成立するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、利用申込を承諾しない旨、あるいは承諾後であっても承諾の取消を行うことがあります。

- 申込書に虚偽の事実の記載があったとき
 - 申込者がNetwaveインターネットサービス料金(以下「サービス料金」といいます)等の支払を怠るおそれがあるとき
 - 申込者が第2.2条(利用の停止)に該当するとき
 - 当社の業務の遂行上または技術上に著しく困難があるとき
 - 申込に係るNetwaveインターネットサービスを提供するための加入者専用回線の設置について、第一種電気通信事業者の承諾が得られないとき
 - 申込者が当社またはNetwaveインターネットサービスの信用を毀損するおそれがある態様で当該サービスを利用するおそれがあるとき
 - その他(1)から(6)までに類する事象があるとき
- 前項の規定により、Netwaveインターネットサービスの利用を承諾しかねる場合は、当社は、申込者に対し、書面を持ってその旨を通知します。
 - 当社がNetwaveインターネットサービスの種類により、ユーザIDを仮定した場合は、第1項の承諾のときにこれをお客さまに通知します。

第9条 (ユーザIDおよびパスワードの管理責任)

- お客さまは、当社が付与したユーザIDまたはパスワードを第三者に譲渡もしくは転用させたり、売買、名称変更、質入などすることはありません。お客さまは、この約款に基づき付与されたユーザIDおよびパスワードの管理責任を持つものとし、当社は損害を与えることとはなりません。
- お客さまは、ユーザIDまたはパスワードが盗用され、または転用される可能性のあることが判明した場合は、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社から指示がある場合にはこれに従うものとします。

第10条 (利用契約に基づく権利放棄の禁止)

お客さまは、第11条(お客様の地位の承継等)に規定する場合を除き、利用契約に基づいてNetwaveインターネットサービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

第11条 (お客様の地位の承継等)

- 相続または法人の合併によりお客さまの地位の承継があったときは、地位の承継をした日から30日以内に当社所定の書類を当社に提出していただきます。
- 当社はお客さまについて次の変更があったときは、そのお客さままたはそのお客さまの業務の同一性および継続性が認められる場合に限って、前項のお客さまの地位の承継があったものとみなして前項の規定を準用します。
 - 個人から法人への変更
 - お客さまである法人の業務の分割による新たな法人への変更
 - お客さまである法人の業務の譲渡による別法人への変更
 - お客さまである法人格を有しない、社員の代表者の変更
 - その他(1)から(4)までに類する変更

第12条 (お客さまの氏名等の変更)

お客さまは、その氏名もしくは名称または住所もしくは所在地またはクレジットカードの番号またはクレジットカードの有効期限について変更があったときは、変更があった日から30日以内に当社所定の書類を当社へ提出していただきます。

- お客さまは、前項に定める場合を除き、利用契約の申込書に記載の事項を変更しようとするとき(顧客設備等の追加、変更、削除等を行うことを含みます)は、当社所定の書類に変更事項、変更予定日等を記入して、変更事項ごとに別途定める期日までに当社に提出していただきます。

第13条 (お客さまの職務)

お客さまがNetwaveインターネットサービスを經由して国内外の他のネットワークと通信を行う場合、お客さまは必ずすべてのネットワークの規則に従うものとします。特に研究ネットワークは、営利目的として利用しないものとします。

第14条 (第三者の権利侵害の禁止)

お客さまは、Netwaveインターネットサービスを通じて、文章、写真、ソフトウェアなどを公開する場合、第三者の著作権、その他の権利を侵害しないものとします。

第4章 回線

第15条 (サービス用通信回線)

当社は、第一種電気通信事業者の提供する通信回線を使用してNetwaveインターネットサービスを提供します。

第16条 (加入者専用回線の契約等)

- Netwaveインターネットサービスを提供するため、アクセス回線に第一種電気通信事業者の専用回線を使用する場合、原則として当社が第一種電気通信事業者と契約するものとし、当該専用回線は、当社の単独使用専用回線とします。
- 利用契約が解除されたとき、また加入者専用回線の変更があったときは、当社は、お客さまに対し、当該解除または変更により採用しないこととなった専用回線の施設設置費負担金を返金するものとします。ただし、第2.5条に規定するところにより解除する場合には、この限りではありません。

第5章 顧客側設備等

第17条 (顧客設備等の設置)

お客さまは当社からNetwaveインターネットサービスの提供を受けるにあたっては、自らの費用で、顧客設備等を設置していただきます。

- お客さまが使用する顧客設備等は、当社が提示する技術仕様事項に適合する機器とします。ただし、インターネットサービスの種類により別記に当該技術的事項を提示することがあります。
- Netwaveインターネットサービスにおける技術的事項は、別途定めます。

第18条 (当社のネットワーク接続装置)

- お客さま側を設置するネットワーク接続装置は、原則として当社が設置し、アクセス回線と顧客設備等とを接続します。ただし、ダイヤルアップサービスおよびBフレッツ接続サービスについては、お客さまが設置するものとします。
- アクセス回線および当社のネットワーク接続装置を設置する場所を、お客さまに提供していただきます。
- お客さま側を設置する、当社のネットワーク接続装置およびNetwaveインターネットサービスに係る加入者専用回線に關して必要となる電気は、お客さまに提供していただきます。
- お客さま側を設置する当社のネットワーク接続装置について、お客さまは、次のことを守っていただきます。
 - 当社の承諾がある場合を除き、当社のネットワーク接続装置の停止、移動、取外し、変更、分解または破壊をしないこと
 - 当社のネットワーク接続装置を善良な管理者の注意を持って管理すること

- 前項の規定に違反して当社のネットワーク接続装置を亡失または破壊したときは、お客さまは、お客さまの負担において、当該装置を回復または修理するものとします。

第19条 (異常が生じた場合の措置)

- お客さま側を設置した当社のネットワーク接続装置が正常に機能しないときは、お客さまは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
- 前項の通知があったときは、当社の社員または当社が指定する者がその原因を調査し、及び当該装置の修理を行うものとします。
- 第21項の調査の結果、当社のネットワーク接続装置に故障がないことが明らかになったときは、お客さまは、当社に対し、当該調査に關して要した費用を支払うものとします。
- 第21項の調査の結果、当社のネットワーク接続装置に故障があり、当該故障がお客さまの責に帰すべき事由により生じたときは、当該故障の調査及び修理に關して要した費用は、お客さまに負担していただきます。

第20条 (お客さまの継続責任)

お客さまはNetwaveインターネットサービスの遂行に支障を与えないために、顧客設備等を正常に稼動するよう維持していただきます。

- お客さまは、当社が業務の遂行上支障がないと認めない場合を除いて、顧客設備等その他の機械、付加物品等を取りつけないものとします。

第6章 利用の中止および停止ならびにサービスの廃止

第21条 (利用の中止)

- 当社は、次の場合には、Netwaveインターネットサービスの提供を中止することがあります。
 - サービス用設備の保守上または工事上やむを得ないとき、および障害などやむを得ない理由があるとき
 - 第一種電気通信事業者の都合によりサービス用通信回線の使用が不能なとき
 - 当社が接続する他のインターネット事業者の都合によりサービスの提供が不能なとき
 - その他(1)から(3)までに類する事項
- 当社は、前項の規定によりNetwaveインターネットサービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨をお客さまにお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第22条 (利用の停止)

当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合は、6ヵ月以内に当社が定める期間、Netwaveインターネットサービスの利用を停止することがあります。

- サービス料金等、お客さまが契約に基づき、当社に支払うべき料金などをその支払期日を経過してもなお支払わないとき
- 第9条(ユーザIDおよびパスワードの管理責任)、第14条(第三者の権利侵害の禁止)、第17条(顧客設備等の設置)第21項、第18条(当社のネットワーク接続装置)第41項、または第20条(お客さまの継続責任)の規定に違反したとき
- 遅刻、または期日から公算後刻に反する態様においてNetwaveインターネットサービスを使用したとき

とぎ

- 当社は提供するサービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において、Netwaveインターネットサービスを使用したとき
 - 当社が承認したクレジットカード会社の発行する会員保有のクレジットカードの利用が停止されたとき
 - その他(1)から(5)までに類する事項のとき
- 当社は、前項の規定によりNetwaveインターネットサービスの利用停止をするときは、その理由、利用停止をする日および期間をあらかじめお客さまにお知らせします。
 - 第1項の規定によりNetwaveインターネットサービスの提供が停止された期間のサービス料金は、当該Netwaveインターネットサービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

第23条 (サービスの廃止)

- 当社は、都合によりNetwaveインターネットサービスの特定の種類のサービスを廃止することがあります。
- 当社は、前項の規定によりサービスを廃止するときは、お客さまに対し廃止する日の3ヵ月前までに、書面によりその旨を通知します。

第7章 利用契約の解約

第24条 (お客さまが行う利用契約の解約)

お客さまは、当社所定の書類を解約するNetwaveインターネットサービスの種類、解約日等当社の指定する事項を記入のうえ、解約希望日の2ヵ月前までに、当社に提出していただくことにより、いつでも利用契約を解約することができます。ただし、第6条(最低利用期間)の最低利用期間内で利用契約を解約する場合は、第2.9条(最低利用期間内に解約した場合は料金)の料金を適用します。

第25条 (当社が行う利用契約の解約)

- 当社は、第2.2条(利用の停止)の規定によりNetwaveインターネットサービスの利用を停止されたお客さまが第2.2条(利用の停止)の期間中にその事由を解消しない場合は、その利用契約を解約することがあります。
- 当社は、お客さまにおいて手形の不渡りまたは破産管申立て等の理由により債務の履行が困難になったときは、第2.2条(利用の停止)及び前項の規定にかかわらず利用の停止をしないてその利用契約を解約することがあります。
- 当社は、第1項及び第2項の規定により、利用契約を解約しようとするときは、あらかじめお客さまにその旨をお知らせします。

第8章 料金等

第26条 (料金の適用)

サービス料金は、別表2料金表に規定するとおりとします。

第27条 (料金の計算方法)

- サービス料金は、Netwaveインターネットサービスの利用に關し、利用申込を承諾した時に発生する初期費用、サービスを利用するための月額料金および契約事項の変更があった場合に発生する費用があります。初期費用は、Netwaveインターネットサービスの利用契約毎に一時に発生する料金であり、サービス用設備へのお客さまの登録に要する費用である加入料と、専用線IPサービスの場合に、アクセス回線に第一種電気通信事業者の専用回線を使用した場合は、単独で契約した場合の施設設置費負担金および工事費です。
- サービス料金のうち月額料金については、次のとおりです。
 - 月額料金とは、お客さまが使用するNetwaveインターネットサービスの種類に応じて定める基本サービスの接続料とネットワーク接続装置使用料等のオプションサービスの利用料を合計した毎月一定額の料金です。専用線IPサービスの場合は、この他に加入者専用回線使用料(アクセス回線に第一種電気通信事業者の専用回線を単独で契約した場合の回線使用料および回線割増装置使用料)が必要となります。
 - 月の途中でダイヤルアップサービスまたはBフレッツ接続サービスの利用契約が開始された場合は、その翌月分よりお客さまに請求いたします。
 - 月の途中でダイヤルアップサービスまたはBフレッツ接続サービスの利用契約が解除された場合は、当月分までお客さまに月額料金の全額を請求いたします。
 - 当社の責めに帰すべき事由によりNetwaveインターネットサービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して24時間以上の時間(以下「利用不能期間」といいます。)が当該状態が継続したときは、当社は、お客さまに対し、お客さまからの利用不能期間分の顧客請求に基づき、利用不能期間を24で除した数(小数点以下の端数は、切り捨てます。)に月額料金の30分の1を乗じて算出した金額を、お客さまが当社に支払うべきこととなるNetwaveインターネットサービスの料金から減額します。ただし、お客さまが当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日まで当該請求をしなかったときは、お客さまは、その権利を失うものとします。

第28条 (サービスの種類および品目を変更した場合の料金)

- サービスの種類を変更(以下「契約変更」といいます)した場合は、契約変更後のサービスが新たに発生したのとして、変更後のサービスに対して当月初料金を適用します。
- 専用線IPサービスの品目の変更があった場合の月額料金は、次のとおりとします。
 - 専用線IPサービスの月額料金が増額となるサービス品目の契約変更の場合の料金は、変更前契約の最低利用期間が経過するまでは、変更前契約の当該サービス料金を、最低利用期間が経過後は、変更後契約の当該サービス料金を、それぞれ適用します。
 - 専用線IPサービスの月額料金が増額となるサービス品目の契約変更の場合の料金は、最低利用期間が経過しているか否かに関係らず、変更前契約が終了および変更後契約の開始が契約変更日であったものとして、それぞれに当該サービスの料金を適用します。
- 契約変更後の最低利用期間は、契約変更日から起算します。

第29条 (最低利用期間内に解約した場合の料金)

- Netwaveインターネットサービスを第6条(最低利用期間)の最低利用期間内に解約した場合はサービス料金の額は、解約前契約のサービス料金の種類により、次のとおりとします。
 - ダイヤルアップサービス(月額固定)およびBフレッツ接続サービスの場合は、課金開始日から当該最低利用期間の末日までのサービス料金の当該月額料金の額とします。
 - LAN型ダイヤルアップサービスの場合は、課金開始日から当該最低利用期間が経過するまでの期間に該当するサービス料金をおよび当該期間のネットワーク接続装置使用料を合計した額とします。
 - 専用線IPサービスの場合は、課金開始日から当該最低利用期間が経過するまでの期間に該当するサービス料金および当該期間のネットワーク接続装置使用料および当該期間の加入者専用回線使用料を合計した額とします。

第30条 (料金の支払期日および支払方法)

- お客さまは、サービス料金等を当社が指定する期日までに支払うものとします。
- お客さまは、サービス料金を支払期日の到来する前日に従って支払うものとします。
- お客さまはサービス料金等を当社が指定する金融機関に支払うものとします。ただし、ダイヤルアップサービスにおいて、個人契約のお客さまが月額固定料金を選択した場合は、当社が承認したクレジットカード会社の発行する会員保有のクレジットカードにより、当該クレジットカード会社の規定に基づき支払うものとします。

第31条 (割増金)

お客さまは、サービス料金の支払を不去に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第32条 (延滞利息)

お客さまは、サービス料金その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなお支払がなされない場合には、支払期日の翌日から支払日前日までの日数について年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が指定する期日までに支払うものとします。

第33条 (消費税)

お客さまが当社に対しNetwaveインターネットサービスに関する債務を支払う場合において、消費税(昭和

63年法第108号)および同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が課税されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際、これに対する消費税を併せて支払うものとします。

第9章 機密保持

第34条 (機密保持)

当社は、Netwaveインターネットサービスの提供に關連して知り得たお客さまの情報を、お客さまの承諾を得た場合、法令に基づき利用、又は提供しななければならない場合を除き、第三者に開示しないものとします。
2. 当社のこのサービスの途等の利用を委託する者に対して、利用に必要な情報を提供することをお客さまは、あらかじめ承諾するものとします。

第10章 損害賠償

第35条 (損害賠償の限度)

第一種電気通信事業者の提供する電気通信業務、または、国外の電気通信事業者の責に帰すべき事由を原因として、Netwaveインターネットサービスの利用不能状態が生じたことによりお客さまが損害を被ったときは、当社は、当該損害を被ったお客さまに対し、その請求に基づき、当社が当該第一種電気通信事業者等から受領した損害賠償の額(以下「損害賠償額」といいます)を限度として、損害の賠償をします。
2. 前項のお客さまが複数ある場合には、当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全てのお客さまの損害に対し、損害賠償額を限度とします。この場合において、お客さまの損害の総額を合計した金額が損害賠償額を超えるときは、各お客さまに対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該お客さまの損害の額に当該損害を被った全てのお客さまの損害の総額を合計した額で除して算出した数を損害賠償額に乗じて算出した額となります。

第36条 (免責)

当社は、前条(損害賠償の限度)の場合を除き、お客さまがNetwaveインターネットサービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の責任を問わず、賠償の責任を負いません。ただし、当社の故意または重大失に基づく場合はこの限りではありません。

第37条 (情報の管理)

お客さまは、Netwaveインターネットサービスを利用して受信し、又は発信する情報については、Netwaveインターネットサービスの設備又は装置の故障によるその消失を防止するための措置を採っていただきます。

第38条 (責任の分界点)

加入者専用回線を利用するNetwaveインターネットサービスにおいては次のように責任の分界点を定めます。
(1) 当社のルータを提供する場合には、設置するルータとお客さまの設置する構内ネットワークはイーサネット接続されることとし、責任分界点は、ルータとイーサネットとの接続点とします。
(2) お客さまが終端設備を用意する場合には、責任分界点は、DSUとフレーム変換器(CSU)の接続点、またはフレーム変換器とルータの接続点とします。

第39条 (専用線IPサービスにおける技術的事項)

(1) 当社がお客さまの接続用ルータあるいはフレーム変換器を提供する場合には、お客さまの指定する場所に当社の設備を設置します。
(2) お客さまの指定する場所に当社が設置したルータおよびフレーム変換器は、当社が管理し運用を行います。

第11章 雑則

第40条 (協議)

この契約に準拠する実施上必要な細目については、お客さまと当社との協議によって定めます。

附則

(実施期日)

1. この改訂規程は、平成19年4月6日より実施します。

(経過措置)

2. この改訂規定実施前に、改訂前の規定に基づき、支払または受け付けられなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお前項のとおりとします。
3. この改訂規定実施前に、年額料金での契約を締結されたお客さまに関する取扱いについては、次頁に掲げるもののほか改訂規定は規定する掲げ条件に準ずるものとします。
4. 前項は規定する年額料金での契約を締結されたお客さまに関する取扱いとは、次のとおりです。

(1) サービス料金の算定方法

イ) 年額料金の1回の支払の対象となる利用期間を、利用契約開始月から同年翌月の月末までとし、以降は12ヶ月毎とします。
ロ) 年額料金1対象期間の途中で解約した場合は年額料金は、年額料金1対象期間の当該年額料金と同額とします。

(2) 最低利用期間内に解約した場合の料金

イ) 最低利用期間が経過するまでのサービス料金の当該年額料金の額とします。

(3) サービス料金

項目	料金
通常サービス(個人契約)年額固定	20,000円/年・回線(税込21,000円/年・回線)
デイトムサービス(個人契約)年額固定	11,000円/年・回線(税込11,550円/年・回線)

5. 月額料金で契約されたお客さまは、年額料金に契約変更することができないものとします。

【別表1】

1. Netwaveインターネットサービスの内容

(1) Netwaveインターネットサービスの種類

種類	内容
専用線IPサービス	アクセス回線に専用回線を使用して提供するインターネット接続サービスで、アクセスポイントの接続口は、お客さま専用とします。
ダイヤルアップIPサービス	アクセス回線に電話回線(最大56Kbps)またはISDN回線(最大128Kbps)等を使用して提供するインターネット接続サービスで、アクセスポイントの接続口は、お客さまの接続方法がLAN型の場合はお客さま専用とし、その他の場合は他のお客さまと共用となります。
Bフレッツ接続サービス	NTTが提供するBフレッツ(ベーシック)を使用して提供するインターネット接続サービスです。
備考	当社は、お客さまの要望により、上記以外の付帯サービスについて提供することがあります。

(2) インターネットサービスの品目

・専用線IPサービス

品目	内容
64Kbps接続サービス	64Kbpsの符号伝送用の専用回線で接続する専用線IPサービス
128Kbps接続サービス	128Kbpsの符号伝送用の専用回線で接続する専用線IPサービス
192Kbps接続サービス	192Kbpsの符号伝送用の専用回線で接続する専用線IPサービス
256Kbps接続サービス	256Kbpsの符号伝送用の専用回線で接続する専用線IPサービス
384Kbps接続サービス	384Kbpsの符号伝送用の専用回線で接続する専用線IPサービス
512Kbps接続サービス	512Kbpsの符号伝送用の専用回線で接続する専用線IPサービス
768Kbps接続サービス	768Kbpsの符号伝送用の専用回線で接続する専用線IPサービス
1Mbps接続サービス	1Mbpsの符号伝送用の専用回線で接続する専用線IPサービス
1.5Mbps接続サービス	1.5Mbpsの符号伝送用の専用回線で接続する専用線IPサービス

・ダイヤルアップIPサービス

品目	内容
----	----

ダイヤルアップサービス	電話回線、ISDN回線等を利用し、お客さまの端末を接続するサービスです。電子メールアドレスが個人は1個、法人は同名の電子メールアドレスが付属したIDと合計で最大20個まで利用できます。24時間接続できます。午前8時から午後8時までの間に国内の当社指定のアクセスポイントに接続を開始できます。(個人契約のみ)
・通常サービス ・デイトムサービス	
LAN型ダイヤルアップサービス	ISDN回線を利用し、お客さまのネットワーク(LAN)を接続するサービスです。電子メールアドレスは最大50個まで利用できます。
備考	オプションサービス等の詳細は、別で定めるサービスガイドを参照して下さい。当社は、お客さまの要望により、上記以外の品目について提供することがあります。

・Bフレッツ接続サービス

品目	内容
Bフレッツ接続サービス	NTTが提供するBフレッツ(ベーシック)を使用して提供するインターネット接続サービスです。電子メールアドレスは、最大20個まで利用できます。
備考	Bフレッツのベーシック以外を使用するインターネット接続サービスは、ダイヤルアップサービスのオプションとして提供します。(ビジネスを除く。)オプションサービス等の詳細は、別で定めるサービスガイドを参照して下さい。当社は、お客さまの要望により、上記以外の品目について提供することがあります。

2. サービス時間

毎日 0時~24時とします。

また、当社の設備の保守等の都合で事前通知の上、運休することがあります。

【別表2】

1. Netwaveインターネットサービスの料金

(1) 専用線IPサービス

・基本サービス

項目	料金
加入料(加入時のみ)	50,000円/回線(税込52,500円/回線)
接続料(月額)	
64kbps	95,000円/回線(税込99,750円/回線)
128kbps	185,000円/回線(税込194,250円/回線)
192kbps	250,000円/回線(税込262,500円/回線)
256kbps	350,000円/回線(税込367,500円/回線)
384kbps	450,000円/回線(税込472,500円/回線)
512kbps	550,000円/回線(税込577,500円/回線)
768kbps	650,000円/回線(税込682,500円/回線)
1Mbps	750,000円/回線(税込787,500円/回線)
1.5Mbps	900,000円/回線(税込945,500円/回線)

(注) お客さまが他のお客さまと共同利用される場合やお客さま自身がインターネットプロバイダになる予定がある場合は、

別途定めます。

・オプションサービス

項目	料金
ドメイン名取得料(申請時のみ)	20,000円/ドメイン名(税込21,000円/ドメイン名)
IPアドレス取得料(申請時のみ)	20,000円/一式(税込21,000円/一式)
ネットワーク接続装置使用料(月額)	
64kbps、128kbps	20,000円/回線(税込21,000円/回線)
192kbps~1.5Mbps	30,000円/回線(税込31,500円/回線)
契約事項の変更に伴う手数料	25,000円/回(税込26,250円/回)

(2) ダイヤルアップサービス

・基本サービス

項目	料金
加入時料(加入時のみ)	
法人契約	10,000円/契約(税込10,500円/契約)
個人契約	2,000円/契約(税込2,100円/契約)
接続料(月額)	
通常サービス(法人契約)月額固定	5,000円/月・回線(税込5,250円/月・回線)
通常サービス(個人契約)月額固定	1,800円/月・回線(税込1,890円/月・回線)
デイトムサービス(個人契約)月額固定	1,000円/月・回線(税込1,050円/月・回線)

(3) LAN型ダイヤルアップサービス

・基本サービス

項目	接続速度	料金
加入料(加入時のみ)	64kbps	20,000円/回線(税込21,000円/回線)
	128kbps	30,000円/回線(税込31,500円/回線)
接続料(月額)	64kbps	25,000円/回線(税込26,500円/回線)
	128kbps	32,000円/回線(税込33,600円/回線)

(注) 接続料にはネットワーク接続装置使用料は含まれません。

・オプションサービス

項目	料金
ネットワーク接続装置使用料(月額)	20,000円/回線(税込21,000円/回線)
64kbps、128kbps	
契約事項の変更に伴う手数料	25,000円/回(税込26,500円/回)

(4) Bフレッツ接続サービス

・基本サービス

項目	料金
加入料(加入時のみ)	10,000円/契約(税込10,500円/契約)
接続料(月額)	7,800円/月・回線(税込8,190円/月・回線)

Netwaveインターネットサービス契約約款

平成19年4月
株式会社STNet